

京都市学校歴史博物館観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第121号

京都市学校歴史博物館観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

京都市学校歴史博物館観覧料の徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第6条第2項第2号」を「第6条第3項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(学校歴史博物館事業課)